



2024年4月15日

各位

上場会社名 東京産業株式会社
代表者 代表取締役社長 蒲原 稔
(コード番号 8070 東証プライム)
問合せ先責任者 執行役員管理本部長 田中 直之
(TEL 03 - 5203 - 7690)

外部調査委員会の調査結果を受けた再発防止策等のお知らせ

当社は、2024年1月15日付「外部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び、2024年4月1日付「外部調査委員会の最終調査報告書受領に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社が関連する太陽光発電（メガソーラー）案件に係る長期未収入金の回収可能性の評価等（当初調査）、また、当社が元請として受注する別の太陽光発電工事請負案件において、追加の工事原価に係る費用負担に関連して工事原価の増額に伴う工事原価総額の見積り変更が適切に処理されていなかった可能性が判明した件等（追加調査）に関し外部調査委員会からの調査報告書を受領いたしました。

当社は、調査報告書における原因分析と再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の策定について検討してまいりました。

その結果、当社は本日開催の取締役会において本件に関する、再発防止策の策定及び関係者の処分について決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

当社のお客様をはじめ、株主、取引先関係者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますと共に、今後は速やかに再発防止策に取り組み、皆様からの信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止策の概要

当社は本件を厳粛に受け止め、本調査報告書において指摘された原因分析と再発防止策の提言に真摯に向き合い、実効性のある再発防止策の策定と内部統制強化に向けて、以下項目を主眼においた取り組みを実施してまいります。

(1) 非定型ビジネスへの取り組む際のリスク評価の強化

本件の調査対象となった太陽光発電（メガソーラー）案件や太陽光発電工事請負案件は、取引形態や取引規模の点において、いずれも当社にとって非定型ビジネスであり、慎重なリスク評価が必要であったところ、これら案件に取り組むに当たってのリスク認識が不十分でした。

このようなリスクの評価と対応の不備の是正に向け、非定型ビジネスに取り組むに際しては、重点的にリスク管理すべき案件を特定し、一定規模以上の案件については、複数部門のメンバーからなるプロジェクトチームにおいて多角的に審議を行い、必要に応じて弁護士等の外部専門家の意見を確認し、意思決定機関へ報告するようにします。また、リスクに対し適切な判断を行える経営体制を強化するため、役員に対し、リスク意識向上を継続的に図るための研修を行ってまいります。

(2) 会計リテラシーを向上させる施策の実施とその徹底強化

当初調査の対象である太陽光発電（メガソーラー）案件は、当社にとって非経常的な取引や業務を伴うものであり、その過程において発生した会計に影響しうる情報に対して、十分な情報分析や検討ができていませんでした。

また、追加調査の対象である太陽光発電工事請負案件についても、事業部担当者から経理部への情報提供が十分ではなく、事業部担当者は工事進行基準の進捗率の計算において会計に影響しうる認識が低かったところです。

今後は、決算業務に従事する役職員はもちろんのこと、関連する部門の役職員についても広く会計に影響しうる情報についての感度・リテラシーを向上させるため、研修の実施や外部専門家の活用、今回の事実経緯を振り返り再発防止の観点での施策を検討します。

(3) イレギュラーな事象の発生原因・再発防止策の検討強化

当初調査の対象である太陽光発電（メガソーラー）案件では、担保対象資産の一部が無断譲渡されるなど、いくつかのイレギュラーな事象が発生しましたが、その後のマネジメントレベルでの対応策の検討と実行が不十分でした。

また、追加調査の対象である太陽光発電工事請負案件でも、多額な工事追加費用の発生の可能性や契約条件外の多額の前渡金の発生などイレギュラーな事象が発生しましたが、対応策の検討や実行が不十分でした。

今後はイレギュラーな事象により後発的に発生した状況の変化やリスクについても、経理部においてモニタリングを行うことにより、状況を評価し、経営レベルを含めた役職員における再発防止に向けた意識を高め、対応策や問題点を検討します。また、監査部門の増員や外部専門家の活用により、イレギュラーな事象への対応を強化してまいります。

2. 社内処分について

当社は本日、過去2年間の決算情報について修正を実施し、訂正決算短信、訂正有価証券報告書等を提出致しました。

関係役員は本事案を重く受け止め、経営責任を明確化するため以下の通り役員報酬の減額を致します。

また、監査等委員会の協議により、監査等委員である取締役の報酬減額についても決定されましたので、併せて下記の通りお知らせいたします。

役員報酬の減額の内容

代表取締役社長	月額役員報酬の50%
取締役相談役	月額役員報酬の50%
取締役常務執行役員	月額役員報酬の50%
その他の取締役（監査等委員であるものを除く。）	月額役員報酬の10～20%
監査等委員である取締役	月額役員報酬の10%
その他の執行役員	月額役員報酬の10～30%

対象期間

2024年4月から3ヶ月間

以上